

俱議会第71号
令和4年6月23日

キース ロジャーズ 様

俱知安町議會議長 盛 多 勝 美



陳情の審議の結果について

先に貴殿から提出されました次の陳情は、令和4年 第2回定例町議会において 採択 と決定いたしましたので通知いたします。

記

新準都市計画策定に広く町民の声を反映させることを求める陳情書

写

令和4年6月20日

俱知安町議会議長 盛多 勝美 様

経済建設常任委員長 木村 聖一



陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
陳情第11号	令和4年1月21日	新準都市計画策定に広く町民の声を反映させることを求める陳情書	採択すべきもの	別記のとおり	執行機関へ送付

令和4年 6月23日
委員長報告(採択すべきもの)

採択

俱知安町議会議長 盛多 勝美



経済建設常任委員会審査報告書

I 審査事件

陳情第 11 号 新準都市計画策定に広く町民の声を反映させることを求める陳情書

II 審査の経過

1. 令和 4 年 1 月 21 日 陳情第 11 号の付託を受ける。
2. 令和 4 年 1 月 27 日 審査方法について協議する。
3. 令和 4 年 2 月 14 日 陳情者から陳情の趣旨について説明を受ける。
4. 令和 4 年 2 月 28 日 陳情の審査を行う。
5. 令和 4 年 3 月 23 日 現地調査を行う。
6. 令和 4 年 4 月 12 日 陳情の審査を行う。
7. 令和 4 年 4 月 20 日 町担当課からの説明も踏まえ陳情の審査を行う。
8. 令和 4 年 5 月 18 日 陳情の審査を行う。
9. 令和 4 年 6 月 2 日 陳情の審査を行い、採択すべきものとする。
10. 令和 4 年 6 月 6 日 審査報告書の内容を議論する。
11. 令和 4 年 6 月 13 日 審査報告書の内容を議論する。
12. 令和 4 年 6 月 20 日 審査報告書をまとめる。

III 審査の概要

1. 陳情の趣旨

現在、俱知安町が 2022 年に検討している新たな景観計画・緑の基本計画（準都市計画区域における規則の変更）について、持続可能な開発に対する明確な規則の制定には賛成しているが、俱知安町のあまりに早計な規則の制定については懸念している。

規則の制定には、リゾートを専門とした都市計画家（タウンプランナー）の助言が必要で、利害関係者（地域住民、事業者、土地所有者など）の意見も聞くべきと考える。この新たな規則は、今後 10 年から 20 年に渡り、私達の町を作形作り、慎重な判断が求められる。

より良い俱知安町の未来を築くために、行政と住民が一丸となり進めていくことを期待し陳情するものである。

2. 審査の総括

本委員会では、陳情第 11 号の陳情趣旨について陳情者から趣旨説明の聴取を行った。後日、陳情者立ち合いの下、現地調査を行い冬季の駐車場利用及び高さ制限の変更を検討している当該地区における現状把握を行った。

また、町担当課及び景観地区検討部会長等からの聞き取りを踏まえ陳情項目について委員間で討議を行った。

その結果、既存の建物に対する規制及び今後も予想される新たな大規模開発

の場合は、検討部会や町民等の意見聴取や議論への参加機会を十分に設けるものとし、審査意見を付けて採択すべきものであるとの結論に達した。

IV 審査の結論

本委員会は、陳情第11号については全会一致で審査意見を付けて採択すべきものであると決定した。

V 審査意見

- ・キャバシティについては将来を見据え、その都度必要な見直しを行うべき。
- ・花園エリアの建築物については現況を考慮しつつ高さ制限を設けるべき。
- ・本町における特殊性を鑑みると地域の安全性・快適性の創出には専門の知見を有する者から意見を積極的に求めることは有効な手段である。

今後の動向には注視が必要になることから、本委員会としては町担当課より継続的に報告を求ることとする。